



ブラジル逃亡の日系人「代理処罰」

逃げ得許さない

遺族の願い届く

浜松市で1999年、ひき逃げ死亡事件を起こしたとして、ブラジルのサンパウロ州検察庁が、事件後に帰国していた日系ブラジル人のヒガキ・ミルトン・ノボル容疑者(31)を過失致死などの罪で在宅起訴したことを受けて19日、関係者からは事件の新たな展開を歓迎する声が上がった。

99年・浜松のひき逃げ

国内で起きた事件の処罰を逃亡先の相手国に求める代理処罰の手続きに当たり、日本・ブラジル間で適用は初めて。これまで事実上放置されてきた逃亡犯罪人の「逃げ得」回避に向け、両国関係機関が動き出した。今年七月に迫っていたヒガキ被告の現地での時効は、起訴により停止し

た。二月六日にサンパウロ州の裁判所で初公判が開かれる予定。外務省南米カリブ課に

容疑者が帰国した県内の主な事件

- 2005年10月 湖西市の市道交差点で車同士が衝突し、2歳女児が死亡。業務上過失致死容疑の女が出国。
- 11月 浜松市竜禅寺町の飲食店で経営者男性一当時(57)が殺害され売上金が奪われた。強盗殺人容疑のブラジル人の男が出国。
- 06年12月 焼津市の2つのアパートで日系ブラジル人母子3人が殺害され発見された。殺人容疑の男が事件発覚前に出国しており、国際刑事警察機構(ICPO)を通じて国際手配。

くした落合敏雄さん(60)は「時効を前にようやく起訴が実現し、多くの方に感謝だ。ほかの事件の解決にも弾みがつくと願う」と語った。

同じく容疑者が逃亡した2005年11月、湖西市での交通事故で長女(17)が死亡した。事件発生後、関係者の協力を得て、被害者の遺族費用援助などを掲げ活動している。在ブラジル日本大使館によると、ブラジル国内では、容疑者の逃亡帰国問題への関心がようやく高まり始めているという。同国の大手紙は十八日、「日本の警察が八十六人のブラジル人を手配中」との見出しでこの問題について報じた。

亡犯罪被害者をサポートする会を設立、ブラジルで裁判が開かれる際の被害者の渡航費用援助などを掲げ活動している。在ブラジル日本大使館によると、ブラジル国内では、容疑者の逃亡帰国問題への関心がようやく高まり始めているという。同国の大手紙は十八日、「日本の警察が八十六人のブラジル人を手配中」との見出しでこの問題について報じた。



浜松市の高校生死亡の「逃げ手」事件 1999年7月26日午後10時20分ごろ、浜松市篠原の国道15号を歩いていた同市の高校2年生落合真弓さん(16)が乗用車にひき逃げされ死亡。浜松東署は業務上過失致死と道交法違反の疑いでヒガキ・ミルトン・ノボル被告(31)の逮捕状を取ったが、事故後に出国していた。

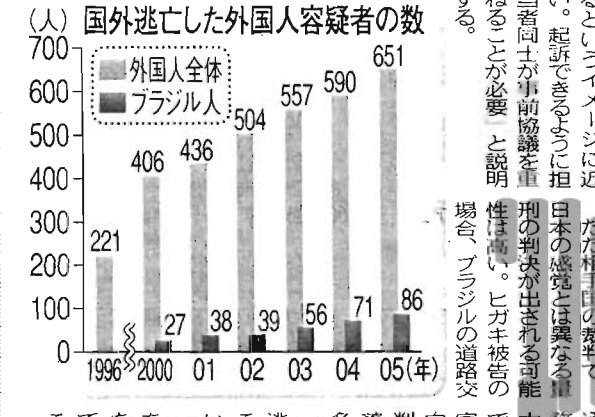
代理処罰 正式には国外犯罪罰。容疑者が、裁判権の及ばない国外に逃亡した場合、日本の捜査当局が容疑者の母国に捜査資料を提供し、母国の法律に基づいて刑事責任を追究するよう依頼する手続き。「犯罪人引き渡し条約」を締結している米、日、韓、中、露などの国々との間で、日本は昨年「ブラジル」に対しこの条約の締結交渉を提案している。

国内で起きた事件の処罰を逃亡先の相手国に求める代理処罰の手続きに当たり、日本・ブラジル間で適用は初めて。これまで事実上放置されてきた逃亡犯罪人の「逃げ得」回避に向け、両国関係機関が動き出した。今年七月に迫っていたヒガキ被告の現地での時効は、起訴により停止し

「解決を」国動かす

警察庁によると、国外逃亡を促すもので、両国が逃亡したブラジル人容疑者事件を重く受け止め、やがて「二〇〇二年の気になる」ことが前提の三十九人から〇五年はと。昨年から今年に八十六人と、わずかに三割増し。ブラジルで手続が急進に進んだのは、事件の遺族が解決を求め、運動するなど、高まる世間の注目を浴びたことによる。同国民の引き渡しを禁じているため、今月初の論議に影響された側面もある。用事例となる「代理処罰」は、今後も頻繁に活用されることになりそう。

量刑の違いに課題



と、というイメージに近い。起訴できるように担当官同士が事前協議を重ねることが必要と説明する。ただ相手国の裁判で、日本の感覚とは異なる量刑の判決が出される可能性がある。ヒガキ被告の事件、ブラジルの道交法違反で、初犯であれば裁判官の裁量で社会奉仕の義務が科せられることが多い」と指摘。それでも「二罰百戒ではないが、逃げて必ず処罰されることを示す意義は大きい」と強調する。今後は、両国間の連携を強めて代理処罰の実績を積み重ねることによって、犯罪抑止につなげることを求められる。(報道部・木下大貴)

新たな一歩で評価 元最高検事の土本武司(刑法)法科大学院教授(刑法)の話 日本とブラジルの間で初めて国外犯処罰(代理処罰)の具体例ができたことは、新たな一歩として評価できる。「逃げ得」を許さないためには「日本で罪を犯して逃げても処罰を免れない」というメッセージを送ることが大切だ。日本で犯した罪を日本で償わせることが可能な仕組みを確立できれば一番よいが、ブラジルが引き渡しを拒否しているため、次善の策として国外犯処罰は有効だ。日本の刑事法系では、日本法に規定されていない場合もあり、課題もある。